板倉町予算決算常任委員会

議事日程(第3号)

令和元年9月18日(水)午前9時開会

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 審查事項
 - (1)健康介護課

介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係

- · 決算説明
- 質 疑
- (2)総括質疑及び委員会採択
 - ①認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ②認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ③認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ④認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ⑤認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) その他
- 4. 閉 会

○出席委員(12名)

森	田	義	昭	委員長	小 野	田	富	康	副委員長
亀	井	伝	吉	委員	本	間		清	委員
小	林	武	雄	委員	針ケ	谷	稔	也	委員
荒	井	英	世	委員	今	村	好	市	委員
黒	野	_	郎	委員	青	木	秀	夫	委員
市][[初	江	委員	延	山	宗	_	委員

○欠席委員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原		実	町		長
中	里	重	義	副	町	長
鈴	木		優	教	育	長
菠	会		均	終	落 誰	長

根 岸 光 男 企画財政課長 英 丸 Щ 幸 税務課長 峯 崎 浩 住民環境課長 橋 本 宏 海 福祉課長 小 野 寺 雅 明 健康介護課長 小 野 寺 昌 幸 介護高齢係長 小 野 田 裕 之 保険医療係長 子 山 章 健康推進係長 伊 昭 産業振興課長 藤 良 利 之 都市建設課長 高 瀬 会計管理者兼会 計 課 長 孝 多 田 教育委員会長事務局長 小 野 田 博 基 伊 藤 良 昭

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹 事 務 局 長川 野 辺 晴 男 庶務議事係長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

〇小林桂樹事務局長 皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会の決算審査を開会させていただきたいと思います。

本日は3日目となります。よろしくお願いいたします。

〇委員長挨拶

〇小林桂樹事務局長 それでは、開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をお願いいたします。

〇森田義昭委員長 おはようございます。本日も本委員会へ付託されました、平成30年度の各会計の決算認定についての審査を行います。本日最終日ということで、よろしくお願い申し上げます。

なお、職員の皆様からの説明は決算書及び主要施策の成果により、新規事業、重点事業を中心に簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○小林桂樹事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速審査に移りたいと思います。ここからは森田委員長の進行にてお願いいたします。

○認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

|認定第4号 || 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○森田義昭委員長 それでは、健康介護課の審査を行います。

健康介護課からの説明をお願いいたします。

小野寺課長。

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。

まず初めに、課全体につきまして簡単にご説明申し上げます。健康介護課につきましては、介護高齢係、 保険医療係、健康推進係の3係でございます。所管しておりますのは、一般会計と特別会計の後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の3つの特別会計を所管しております。

それでは、各担当係長から順次ご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

〇森田義昭委員長 小野寺係長。

〇小野寺昌幸介護高齢係長 お世話になります。介護高齢係、小野寺と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、介護高齢係の決算審査につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、一般会計からご説明いたします。決算書の24ページをお願いいたします。歳入につきましては、決算書24ページから43ページまでが、当係の事業となっております。内容につきましては、国庫支出金及び県支出金等でございます。おおむね前年度同様でございまして、大幅な増減はございませんので、説明は省略

をさせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。決算書80ページをお願いいたします。歳出につきましては、決算書80ページから83ページまでが社会福祉費の福祉タクシー利用補助事業、83ページから85ページまでが高齢者福祉費の各種事業となっています。詳細につきましては、右側の備考欄をご参照ください。各事業及び歳出につきましては、おおむね前年度と同様でありまして、大幅な増減はございませんので、説明は省略をさせていただきます。

以上で一般会計の説明を終了いたします。

続きまして、平成30年度介護保険特別会計決算についてご説明をいたします。平成30年度介護保険特別会計決算書2ページ、3ページをお願いいたします。平成30年度介護保険特別会計の決算の特徴につきましては、第7期介護保険事業計画の初年度でありまして、元気に安心して暮らせるまちづくりを基本理念として事業を開始いたしました。主な変更点3点についてご説明をいたします。

1点目につきましては、事業計画に基づき介護保険料が改定されまして、月額5,300円、年額6万3,600円が基準額となっております。

続きまして、2点目ですが、平成30年8月から現役並み所得の方を対象に自己負担金額の3割が導入をされました。

最後の3点目ですが、保険料の負担割合が第1号被保険者23%、第2号被保険者27%になりました。また、 地域支援事業の包括的支援事業・任意事業の負担割合が国38.5%、県及び町19.25%となりました。

それでは、歳入のほうをご説明させていただきます。そのまま2ページ、3ページをお願いいたします。 収入済額と前年度比で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

主な歳入といたしまして、1款保険料3億604万6,400円、前年度比14.9%増、3款国庫支出金2億5,679万9,417円、前年度比1.3%増、4款支払基金交付金3億1,228万9,000円、前年度比3.7%減、5款県支出金1億7,176万558円、前年度比1.1%増、7款繰入金2億483万724円、2.8%増となっております。

以上、歳入合計といたしまして12億8,211万9,545円、対前年度比2.5%の増となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額でご説明をいたします。主な歳出といたしまして、1款総務費5,084万3,755円、2.7%減、2款保険給付費11億998万5,777円、0.6%の増、5款地域支援事業費5,425万2,026円、27.1%増となっております。この2款及び5款の金額が歳入項目である国県支払基金及び町の負担金及び交付金の計算のもととなっております。

以上、歳出合計といたしまして12億3,716万2,510円、対前年度比1.4%増となっております。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額及び実質収支額は4,495万7,035円でございます。

以上で平成30年度介護保険特別会計決算及び介護高齢係の事業説明を終了させていただきます。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

〇森田義昭委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 それでは、保険医療係の決算説明をさせていただきます。

保険医療係ですが、一般会計、それと特別会計で国保と後期の両会計がございますが、一般会計につきましては、前年度の事業となりますので、説明は省かせていただきまして、特別会計も時間の都合上、事項別

明細書の説明は省かせていただきます。済みません。

それでは、決算書の後期高齢者医療特別会計の2ページ、3ページをお開きください。平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入の表をごらんください。款及び収入済額について簡単にご説明いたします。

- 1 款後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億1,773万4,900円、こちらは被保険者から徴収した保険料となります。
 - 2款使用料及び手数料、収入済額1万150円、こちらは督促状送付に係る手数料でございます。
 - 3款国庫支出金16万2,000円、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修費用に係る補助金となります。
- 4 款繰入金、収入済額4,446万3,294円、本特会の事務費と広域連合の事務費負担金に係る繰入金でございます。
- 5 款諸収入、収入済額104万6,020円、主に保険料の還付金、還付加算金、それと前年度の広域連合の精算金の収入でございます。
 - 6 款繰越金、収入済額140万1,411円、これは前年度繰越金です。

歳入合計は1億6,481万7,775円で、予算現額に対して、ほぼ100%の割合となっており、前年度に比べ1,370万3,318円、割合で9.1%増加しました。増加の要因ですが、被保険者数の増加に伴う保険料の増額によるものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。こちらは歳出になります。これも歳入と同様な説明といた します。

- 1款総務費、支出済額160万9,058円、こちらは一般経費や徴収のための事務費用でございます。
- 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億5,771万6,622円、保険料等の広域連合への負担金でございます。
 - 3款諸支出金、支出済額162万848円、保険料の還付金、還付加算金と一般会計の繰出金です。
 - 4款予備費ですが、支出済額はゼロ円です。

歳出合計は 1 億6,094万6,528円で、予算現額に対しまして97.6%の割合となっておりまして、前年度に比べ1,123万3,482円、割合で7.5%増加しました。この増加の要因ですが、歳入 1 款の保険料の増加により歳出 2 款納付金の保険料負担金が増加したことによるものでございます。

なお、歳入歳出差引残額及び実質収支額は140万1,411円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の説明をいたします。国民健康保険特別会計の2、3ページをお開きください。国民健康保険ですけれども、平成30年度に制度改革がありましたので、決算の説明の前段として、ちょっと説明をさせていただきます。国民健康保険は、平成30年度から制度改革が始まり、群馬県にも特別会計が設置され、県が財政運営の責任主体となったことから、町においても特別会計の科目の改廃が行われました。それまでは、町が単独で財政運営をしていましたので、町で保険給付費の見込みを立て、保険税等公費を使って保険給付費を支払うという仕組みでしたが、改革後は県が県全体の保険給付費の見込みを立て、県下市町村に配分された納付金を保険税と公費を使って支払うという仕組みになりました。平成30年度が、その最初の特別会計の決算ということになります。科目の改廃には前年度比較しにくい科目もありますので、ご了承ください。

それでは、2、3ページの決算書歳入の表をごらんください。国保は会計科目が多いために歳入歳出ともに主な項目と総額についてご説明いたします。まず、1 款国民健康保険税ですが、収入済額 4 億8,627万 3,050円で、前年度と比べまして823万3,568円、1.7%減少しました。平成30年度につきましては、税率改定により全体的には引き上げとなりましたが、資産割の段階的な引き下げや加入世帯、被保険者数の減少に加え、軽減措置の幅が広がったことから収入減となりました。収納率は86.6%、前年度比で1.3%上昇しました。

それと、4款県支出金ですが、収入済額14億233万9,638円で、県支出金は科目の改廃の影響を受けていますので、前年度と比べますと12億円以上の増加になってしまいますが、内容としましては、被保険者にかかりました、保険給付費等の交付金が13億6,700万5,638円、ほかの3,534万4,000円は町国保への財政支援等の交付金となっております。

時間の都合上、歳入合計に入りますが、歳入合計は21億4,096万713円で、前年度に比べ2億8,737万2,558円、11.8%の減少となりました。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出につきましては、新規に導入されました、3 款国民健康保険事業費納付金のみご説明をいたします。3款国民健康保険事業費納付金ですが、支出済額が 5億4,947万4,671円となっておりまして、この納付金を納める財源を保険税と公費で賄うというふうなもの でございます。保険税と同様に医療分、後期分、介護分となっておりまして、それぞれについて税率を設定 し、保険税を徴収して公費ともに納めるというのが改革後の仕組みということになっております。

それでは、時間の都合上で申しわけないのですけれども、歳入合計に入らせていただきます。6ページ、7ページをお開きください。歳出合計は20億8,617万8,370円で、歳入歳出差引残額は5,478万2,343円となりました。実質収支額も同額でございます。

以上で保険医療係の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇森田義昭委員長 山岸係長。

〇山岸章子健康推進係長 よろしくお願いいたします。

健康推進係よりご説明いたします。決算書100ページ、101ページをお願いいたします。平成30年度健康増資施策の主要事業につきましては、上から3項目めの二重丸、がん対策強化推進事業についてご説明します。こちらはがん対策強化推進事業を拡充いたしまして、胃がん検診に内視鏡検査を導入いたしました。これは国のがん検診実施指針の改正に基づき拡充したもので、これまで実施している胃エックス線検査、バリウム検査に加えまして、胃内視鏡検査を導入したものです。バリウム検査は、今までどおり40歳以上の方を対象に年1回、町の集団健診で受診ができますが、新たに始まりました内視鏡検査は、国の指針に基づきまして、対象年齢を50歳以上とし、受診間隔は2年に1回、平成30年度は偶数年齢の方を受診対象といたしました。内視鏡検査の実施方法ですが、館林市邑楽郡医師会に委託し、個別健診で行いました。胃内視鏡検査の申し込みは103名、受診者は95名であり、混乱もなく、円滑に実施することができました。がん対策強化推進事業の主な支出は検診委託料でありまして、1,799万3,169円でございました。

次のページをお願いいたします。母子保健施策についてご説明します。上から2つ目の二重丸、産後ケア 事業についてご説明します。こちらは利用日数を年間30日から年間60日へと拡充することができたため、そ の実績に合わせて補正予算を計上させていただきました。 保健センターでは、産科の医療機関と連携を深めまして、産後鬱などの早期に支援が必要な方を把握する 仕組みをつくってきたところでございますが、妊娠、出産、育児における問い合わせや相談は年々増加して きていると感じております。現在の出産や子育ての環境は、普通分娩ですと、出産後四、五日で退院となり、 母親が体調の回復や育児にふなれなまま自宅に戻ってしまう状況にあります。

こちらの産後ケア事業につきましては、産後2カ月未満のお母さんとお子さんを対象に授乳ですとか、新生児のお世話の仕方、あとは産婦の母胎管理などを含めまして、安心して育児に取り組めるよう支援をする事業でございます。平成30年度の実績が延べ55組、母が55人、子供が64人であり、産婦さんの希望どおりタイムリーな利用ができ、育児の不安が減り、助かったとのお声をいただいております。主な支出は委託料であり、131万円でございました。こちらは予算書26ページにあります、国庫支出金の母子保健衛生費補助金より2分の1補助がございます。

以上ですが、健康推進係からの説明を終わります。よろしくお願いします。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

〇今村好市委員 事業の成果の56ページと先ほどの決算書のがん対策事業、これについてちょっとお尋ねを したいと思います。

今、国民の2人に1人ががんであるというような話をよく聞くのですが、板倉町、56ページの受診の一覧表がございますね。この受診率というのは、まず第1点、どれぐらいなのか。

それと、精密検査者が結構がんによっては割合的に多いような気がするのですが、精密検査の割合というのは、受診者に対してどれぐらいの割合なのか。

あとは、追跡調査をしているかどうかわからないのですが、精密検査をした結果、がんであるという、判明がされたものが、この精密検査の人の中でどれぐらいいるのか、その辺がちょっとわかったらお願いしたいなと思います。

- 〇森田義昭委員長 山岸係長。
- 〇山岸章子健康推進係長 よろしくお願いします。

まず、受診率についてご説明します。胃がん検診ですが、平成30年度は対象者が9,963名、受診者が840名で、受診率が8.4%でございました。

では、まず受診率のほうからお話ししたいと思います。子宮頸がん検診につきましては対象者が6,322人、 受診者が861人、受診率は13.6%でございます。乳がん検診につきましては、受診率が16.8%、大腸がん検 診につきましては13.9%、前立腺がんにつきましては、こちらのほうは9.4%、肺がん検診につきましては 25.8%でございました。精検者につきましてですが、こちらも各検診ごとにご説明したいと思います。

まず、結核・肺がん検査のほうから、胃がんからがいいですね、胃がんからお願いいたします。胃がんのほうが、平成30年度が精検者が54名でございました。精検受診者が51名、精検の受診率が94.4%、こちらは暫定値になっています。まだ医療機関のほうから結果が戻ってきていない部分もあると思いますので、暫定値ですが、94.4%です。がんである人ということですが、3名でございました。うち早期のがんという方が2名でございました。

続きまして、子宮頸がんですが、精検者のほうが14名でございました。精検受診者が10名で、受診率のほうは71.4%でした。子宮がんの疑いという方が2名で、そのがんの前段階である細胞異型、ちょっと細胞が変化していますよという方が2名でございました。乳がんにつきましては、精検者が33名、受診者が31名、暫定値で精検受診率が94%です。がんの精検結果、乳がんという方が2名でございました。早期かどうかというところは、今は追跡中になっております。

大腸がん検診のほうが精検者が40名、精検受診者が37名で精検受診率は92.5%でした。大腸がんの方が2名でございます。

前立腺がんのほうは、こちらのほうは精検者が41名でございます。こちらのほうは、がんはゼロでございました。

肺がん検診、要精検者が17名、精検受診者が14名でございました。精検受診率は82.3%、肺がんの方が2名でございます。がん疑いの方が4名であり、追跡調査中になっています。

以上です。

〇森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 最近ちょっと聞いた話なのですけれども、毎年恐らく肺がん検診だと思うのですけれども、 検診を受けていたのですけれども、今年になって精密検査を受けてくださいということで、精密検査を受け たらがんで、結構ステージが高いがんだということになってしまって、6月に検診を受けて8月ごろ亡くな ってしまったという事例もあるのですが、毎年がん検診を受けていても、なかなか発見ができないというの は、1年前はがんはなかったので、急にがんができて大きくなったということもあり得るのでしょうけれど も、聞いた話だと、肺がんなんかだと、レントゲンを撮るのでしょうけれども、臓器の陰にがんができた場 合は、ある程度大きくならないと、なかなか住民健診では発見できないという話もあるのですけれども、そ ういうことは事実としてあるのでしょうか。

〇森田義昭委員長 山岸係長。

〇山岸章子健康推進係長 まず、毎年受診をされている方でということで、お話がありましたけれども、がん検診の受診間隔につきましては、国のほうで、集団健診でやるので、有効に実施できるというものが指針で示されているのですけれども、がんの進む速度が遅いものがあるのだそうです。前立腺がんとか、甲状腺がんとか、乳がんとか、子宮とか、胃がんですね、それが2年に1度という間隔になっているのですけれども、国の推奨期間というのが。それは進む進度が少しゆっくり目なので、2年に1度で十分効果があるでしょうという根拠のもとに指針で示されています。

肺がんは、確かに毎年、私も仕事をしていまして、精検で亡くなってしまう方がいらっしゃるのです。平成30年につきましては2名の方が亡くなっているのですけれども、ちょっと先生に伺いましたところ、すごく進行の早い種類のものが肺がんの中にはあるのだというお話を聞いています。毎年受けても、なかなか発見できないとか、臓器の陰にあると、小さいものだと、なかなか早期は難しいというところにつきましては、その辺はちょっと私のほうからは、この場では回答できないのですけれども、町の健診としますと、まず撮影をして二重読影といいまして、2人の先生の目で見ていただいています。それは前年度の写真と今年度の写真と、まず比較をして診る比較読影というものと、あとは二重読影といいまして、2人の先生の、検診機関の先生ともう一カ所、違う医療機関の先生の目で二重読影をしているところでございまして、国の指針ど

おりなのですけれども、これ以上のことは、ちょっと難しいという状況です。 以上です。

〇森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 早期発見をするというのが、検診のやはり趣旨だと思うのです。だから、早期発見すれば、今の医療ですと、場合によっては生存率が非常に延びるということもあるので、それを大きな目的として、やはりがん検診については、国は受診率50%ぐらいまで上げてくださいということで、一生懸命10年も前からやっているのでしょうけれども、なかなか受診率が上がってこない。板倉町においても、せいぜい平均すると17、18%どまりなので、これは幾ら町が一生懸命PRしようが、何しようが、住民の意識として受診をしてみようという意識になかなかならないと、この受診率というのは上がらないのかなと思うのですけれども、肺がんに限ってなのですが、そういう事例があるということになると、では住民健診をして早期発見になかなかつながっていないという、現実の問題として出てきてしまうと、これはどうしたらいいのかなというのが、国の指針どおり行政はやらざるを得ないのでしょうけれども、現実として見つかったときは、もう手遅れで遅かったよという、これは非常にがっかりする話なのかなと思うのですけれども、これの予防策はなかなかないのでしょうけれども、がん対策について、予防医療的なものというのは何かあるのですか。がんは、なかなか自覚症状が出にくい病気なものですから、よっぽど個人個人、町民が意識をしないと、がんの予防には、なかなかつながらないというのがあるのでしょうけれども、町としては、予防対策としては、どんな施策を今やっているのでしょうか。

〇森田義昭委員長 山岸係長。

〇山岸章子健康推進係長 まず、国の指針で2年に1回と受診間隔を定められています、乳がん検診、子宮がん検診及び胃がん検診なのですけれども、推奨は2年に1度なのですけれども、町とすると、毎年受診できるという体制は整えています。がんは、よく間診票の中で家族歴を伺うのですけれども、人それぞれだと思うのです。ご家族でがんで亡くなった、うちはがん家系なので、2年に1回となっているけれども、毎年受けたいのだという方も当然いらっしゃるのです。推奨は2年に1度なのですが、毎年受けられる体制を整えているという点が1点と、あとは自覚がなかなかないのですけれども、早期発見につきましては、乳がんにつきましては、自分で発見できる唯一のがんであるということで、がん検診の間診時に自己発見のための、ちょっと自分で発見できるためにということで、自分でちょっとさわってみたりとかする、そういうものがあるのですけれども、そちらの指導をしたりとか、あとは胃がんも、全部のがん検診につきましても、一応がんの早期発見ということで、このような検診ガイドの中にがんのリスクを減らしましょうというような項目を設けまして、毎年検診ガイドでお渡ししているものなのですけれども、がんを予防する5つの健康習慣ということで、少し検診のご案内に予防と内容について記載しましたり、あとは健康教育などで、この5つの健康習慣と禁煙とか、食生活、減塩とか、あとはお酒とか、その辺が関係があるのですけれども、そちらについての健康教育をしていくという形をとっております。

以上です。

〇森田義昭委員長 今村委員。

〇今村好市委員 とりあえず町の施策としては、受診率を上げるということが、やはり早期発見に直結するのかなと。あと、ならないような予防対策についても、これは町民個人個人がよっぽど意識を持ってやらな

いと、なかなか行政がいろいろなことを言っても難しいところがあるので、肺がんについては、そういうことで、場合によっては、即死につながってしまうという可能性も高いのですけれども、ほかのがんについては、場合によっては早期発見することによって治療がきちんとできるがんもいっぱいあるわけですから、いわゆる2割ぐらいの人しか受診をしていない、8割の人はほとんど受診をしていないということになると、ある日何かのきっかけで医療機関に行って、がんですよと言われる人も相当この8割の中にはいるのだと思うので、機会あるごとに言ってきているのでしょうけれども、あとは受診料の補助をしたり、いろいろなことをやっているのでしょうけれども、なかなかこれは受診率が上がらないので、引き続き受診率の向上に努めていただくことが、町民の健康を守ることだと思いますので、どうぞよろしくお願いをしておきたいと思います。

以上です。

- ○森田義昭委員長 よろしいですか。
- ○今村好市委員 はい。
- 〇森田義昭委員長 ほかに。

荒井委員。

- ○荒井英世委員 介護関係、介護保険、地域支援事業についてお聞きしたいのですけれども、37ページ、上のほうの認知症総合支援事業ってありますよね、認知症。これからの大きな課題なのですけれども、その13節の認知症初期集中支援チーム委託料ってありますね、17万7,000円。これをちょっともっと具体的にお願いします。
- 〇森田義昭委員長 小野寺係長。
- **〇小野寺昌幸介護高齢係長** それでは、ご質問につきましてご回答をさせていただきます。

認知症初期集中支援チームの委託料でございますが、まずそもそも認知症初期集中支援チームでございますが、認知症に係る専門的な知識、技能を有するお医者さんの指導のもと、複数の専門職、こちら社会福祉士ですとか、精神保健福祉士、看護師等が該当いたしますが、そういった専門職が訪問支援対象者及びその家族を訪問して観察ですとか、評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行うという事業でございます。いわゆる訪問事業というものでございまして、こちら初期集中支援チームにつきましては、館林市のつつじメンタルホスピタル、旧青柳病院、こちらに邑楽郡5町でチームを委託しているものでございます。以上です。

- 〇森田義昭委員長 荒井委員。
- ○荒井英世委員 そうしますと、訪問事業ということで、訪問支援対象者ですか、町内で何名ぐらいいたのですか。
- 〇森田義昭委員長 小野寺係長。
- **〇小野寺昌幸介護高齢係長** 昨年度の実績でございますが、1名となっております。参考までにですが、この初期集中支援チーム、5町では昨年度、平成30年度は板倉町のみ対象者がいらっしゃったということでございます。

なお、このチームにつきましては、館林市も同病院に委託をしておりますが、館林市につきましては、5 事例あったということになっております。 以上です。

- 〇森田義昭委員長 荒井委員。
- ○荒井英世委員 昨年が1名ということですよね。実際例えば訪問介護する、高齢者の介護訪問でしたっけ、何か訪問をやっていますよね。その中で、例えばこの人は認知症の程度がちょっと高いのではないかとか、低いのではないかとか判断すると思うのですけれども、実際はもっといるのではないかという感じがするのです。その辺の判断というのはどういうふうにやっているのですか。
- 〇森田義昭委員長 小野寺係長。
- **〇小野寺昌幸介護高齢係長** 初期集中支援チームにつなぐ判断でございますが、まずは受診に結びついていない方、恐らく認知症だと見込まれる方であるにもかかわらず認知症の診断を受けていない方、さらに介護保険のサービスにつながっていない方、いずれも40歳以上となっておりますが、あとさらに介護のサービスにつながっておりますが、サービスがうまくいっていない方が対象となっております。

なお、今回1名板倉町で挙げさせてもらいました事例につきましては、介護のサービスは既に導入をされております。その方につきましては、80代後半のひとり暮らしの女性でございますが、サービスはつながってはいるのですけれども、身の回りのことがちょっとうまくできなかったり、約束を忘れてしまいましたり、例えばですが、具体的な事例で申しますと、デイサービスに通っておりますが、迎えの時間に全く出てこないですとか、デイサービスの時間を忘れてしまって事業所に何で迎えに来ないのという苦情を事業所にお話しするですとか、さらに言いますと、役場のほうにも生活の不安等を訴えてくる方でございますが、休日、夜間問わず電話をしてきたという事例もございまして、その中で総合的に判断いたしまして、初期集中支援チームのほうに委託をさせていただきました。

以上です。

- 〇森田義昭委員長 荒井委員。
- **〇荒井英世委員** もう一点だけですけれども、この地域支援事業というのは、基本的には町の任意事業でしたっけ、そうでもないのでしたっけ。

[何事か言う人あり]

○荒井英世委員 わかりました。それで、ちょっと関連するのですけれども、44ページの歳出のところを見ますと、地域支援事業費ということで、平成29年度と平成30年度を比較しますと、1,100万円近くの不用額が出ていますよね。ですから、どの辺で不用額が出たか、ちょっとわかりませんけれども、こういった本当に認知症の関係は重要なあれなので、できればいろいろな意味で拡大ではないですけれども、重点強化して、かなり予算をどんどん、どんどんかけてもいいのではないかという感じがするのですけれども、そういったところの施策的な部分というのは、今後どういった形で進めたいというか、そういう意向があるのですか。

〇森田義昭委員長 小野寺係長。

〇小野寺昌幸介護高齢係長 今年度国では、認知症施策大綱というのが5月にできました。こちら新オレンジプランのパワーアップバージョンといいますか、強化版となっております。その中では、やはり認知症の方が地域で安心安全に暮らせるような施策を展開してください、これも市町村のやり方ですとか、地域性にお任せするということで、規定はされておるところでございますが、板倉町につきましても、こちらあくまでも参考にはなりますが、認知症の方が実際どれぐらいいらっしゃるかというところなのですけれども、こ

ちらは参考値でございます。あくまで介護保険の認定を受けた方に限定をされておりますが、第1号被保険者数、65歳以上の方4,779名に対しまして、認知症があると診断されている方が377名、こちら9月1日時点の数値でございます。平成30年度実績ではございませんが、近い直近の数値ということで、377名の方、65歳以上の方で要介護認定を受けている人の中で認知症の方の数となっております。この方たちは、あくまで介護保険を認定を受けた方となっております。

軽度認知症につきましては、介護の認定を受けていない方も該当してきまして、実際国では65歳以上の方の15%が認知症であるとも言われております。そういった中で、町として今後の施策でございますが、実際昨年度もお話しさせていただきましたが、オレンジカフェという認知症の方が、もしくはそのご家族さんが集っていただいて、いろいろなお話をしていただいて、その後の安心した生活につなげるという施策でしたり、またはひとり暮らし高齢者の訪問事業、当町で行っておりますが、その中で認知症の方を素早く発見して、先ほど申しました、初期集中支援チームですとか、もしくは地域包括支援センターにつないでいただきまして、適切な介護サービスですとか、医療受診というのを進めていきたいと思っております。

今年度からになってしまいますが、各小学校で認知症サポーター養成講座を始めました。既に北小と西小で始めておりますが、小学生のうちから認知症のことを知っていただきまして、地域ぐるみで認知症の方を支えていこうという仕組みづくりを進めております。平成30年度の実績ではございませんが、平成30年度に企画をして平成31年度、今年度実行しているということで、ご紹介をさせていただいております。また、もしよろしかったらですが、私もここにつけております、オレンジリングというのですけれども、認知症サポーター養成講座を受けていただきますと、このリングがもらえるという仕組みになっております。これを持っていると、認知症のことについて少しお勉強した方という証拠にもなりますので、もしよろしかったら議会の皆様を対象に認知症サポーター養成講座、こちらで開かせていただきますので、ぜひ認知症についてご理解いただきまして、各地域で認知症の方を支えられる仕組みづくりができればよいかなと思っております。以上です。

- ○森田義昭委員長 よろしいですか。
- ○荒井英世委員 はい。
- ○森田義昭委員長 ほかに。

針ケ谷委員。

〇針ケ谷稔也委員 おはようございます。よろしくお願いします。

主要施策の60ページで、健康づくり推進事業ということで、予算的には57万円何がしが使われているわけですけれども、板倉町が60周年を記念して健康づくり推進のまちということで、銘打ってから5年ぐらいたつのかなと思います。その間、下にあるような各事業等を施していただきまして、参加人数も年々増加の傾向にあるのかなと思っておりますし、その証拠に健康エンジョイポイントの獲得者の数も随分多くなってきたのかなと思います。この健康エンジョイポイント、これは講座というか、事業に対して取り組んだ方の数なのですけれども、この健康が増進したという部分が数字的に見えるとなると、どこなのかなというところで、国保保険料の払い出しは幾らか下がったのですよね。だから、そういうのが、そういうふうに見てとれるものなのか、それが見える化できるようなポイントって何かあるのかなというので、ちょっとお伺いしたいのですが。

〇森田義昭委員長 山岸係長。

〇山岸章子健康推進係長 お世話になります。

健康づくり推進事業につきましては、先ほどこちらの主要事業の概要の60ページに書いてあるとおりの実績でございます。私どもも、このエンジョイポイントをやっていますので、実際に健康にどう寄与しているというのですか、そういうところの検証が必要だなということは、常々課内で考えているものでございます。最終的な目標は、本当に医療費の削減ですとか、介護給付費の削減、そちらのほうが最終的な目標だと思います。事業につきましての評価については、いろいろちょっと考えているところでございますが、今現在の評価という面で少しご説明させていただければと思います。

まず、このエンジョイポイントの評価、きっかけづくり、あとは継続支援というのですか、あとは健康習慣の習慣化に個人とすると落とせればいいのかなという部分がございます。健診受診者も、教室参加者も固定化しているという面もございますが、口コミで参加者の裾野は広がってきております。まず、健康エンジョイポイントの認定証の発行数から見ますと、平成28年から平成29年度は25%増だったのです。311名、平成29年度から平成30年度も16%増の365名ということでございました。あと、教室の参加動機などもちょっと伺っているのですけれども、健診結果の数値を改善したいという明確な理由を持って参加している、こちらのほうはアンケートを教室でとっているのですけれども、そのときになぜ教室に参加しましたかということを伺っていますと、参加者の18%ですね、健診結果の数値を改善したい、もしくは知識を増やしたい、これが12%、3番目が運動したいということで、10%ということで、皆さん明確な、割と健康意識が高まってきたなという実感がございます。

実際に教室が終わった後、何か変化がありましたかということを確認しますと、やはりこちらが教室で指導していることですね、塩分ですとか、脂質ですとか、そういうとり方を気にするようになったという方が64%、間食のとり方を気にするようになったという方が44%と、割と意識的に変化がありますと回答いただいています。そして、継続支援ということですけれども、各教室も昔は1回、2回の単発だったのです。3回コースでやると、だんだん、だんだん参加者が減ってくるということが、私たちの課題だったのですけれども、今全12回の教室ですとか、年間を通して実施している教室がバランスボール教室ですとかやっているのですけれども、半年間かけてやっている教室もございますが、そちらのほうの出席率も87%ということで、高い水準で維持しているのかなと、意欲的に参加していただけています。

最後、半年間の結果で、効果測定ということで、血液検査を実施しています。そちらのほうなのですけれども、参加者の方の血液検査ということで、維持改善ですね、6月、7月に住民健診を受けて、その後2月に血液検査をやったのですけれども、前回と比べて改善しましたという方が19.1%、結果のほうは維持していますよという方が59.6%と維持改善が78.8%、参加者の方の結果でございました。悪化もありました。21.3%が、前回の健診結果と比べると悪化してしまいました。そういう総合判定ですけれども、悪化という方が20%。こちらのほうにつきましては、今集団でやっていますけれども、やはり生活習慣病に対する健康教育というのは、個別性、家族歴、生活歴、あと経済面ですとか、あとはどなたがお食事をつくっているとか、家族関係とか、いろいろ絡んできますので、やはり集団だけではなくて、個別で入っていく方が必要なのだろうというところが平成30年度でよく見えてきました。

平成31年度につきましては、もう一度健診結果と医療の状況ですね、受診しているかどうかという、その

医療の状況を確認して、もし健診結果が悪くて医療も受診されていない方については、対象者をちょっと引っ張ることができるのです。そんなことで対象者を抽出しまして、本年度後半から個別で家庭訪問なり、保健センターに来ていただくなり、そういう対象者に焦点を充てて、必要な方を少し健康教育というのですか、お話しする機会を設けたいというふうに考えています。医療費とかのほうでは、ちょっと見える化が見えていないのですけれども、一応現在の評価というと、維持改善が78%、悪化した人もいるということで、その辺を考えていきたいというところまで評価を出しております。

〇森田義昭委員長 針ケ谷委員。

〇針ケ谷稔也委員 今、血液検査、住民健診から半年後、2月ぐらいに血液検査を行った結果が、71%超えで維持改善が見られたということ、これはこの健康づくり推進事業に参加された方の数字だということで、健康診断を受けて、その結果が表になってくるわけですけれども、やはりデータは細かくなって、そのデータが、特に内蔵系の数値に関しては、細かく小さい字で裏側に書いてあるのですけれども、そこまで把握できているかどうかというと、ちょっと疑問があるのかなと思いますし、若干ですね、気になる方が、やはりこういうところに参加をしていただいて、それが悪化も21%ということで、それ以外の問題があるのかなと思うのですけれども、運動を習慣づけることによって改善、維持できる方が70%を超えているという数値は大きなメリットかなと思います。

その辺の、先ほども山岸係長がおっしゃったように追跡調査等していただいて、この悪化というのが、できるだけ少なくなって、最低でも維持、うまくいけば改善というふうな方向にデータがとれるようになっていけば、やっている意味が、さらに強くなってくるのかなと思いますので、お手数ですが、その辺のところ、取り組みをよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○森田義昭委員長 よろしいですか。
- 〇針ケ谷稔也委員 はい。
- 〇森田義昭委員長 ほかに。

青木委員。

- **〇青木秀夫委員** 介護保険のことで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど聞き漏らしてしまった のですけれども、公費負担の割合、国、県、町の割合、それをまず1点聞かせてください。
- 〇森田義昭委員長 小野寺係長。
- **〇小野寺昌幸介護高齢係長** 変更になった負担割合ということで、よろしいでしょうか。
- ○青木秀夫委員 そうです。
- **○小野寺昌幸介護高齢係長** まず、保険料につきまして、第1号被保険者の負担割合が23%……
- 〇青木秀夫委員 国、公費負担、県、町の負担割合。
- 〇小野寺昌幸介護高齢係長 はい。こちら地域支援事業に限定をされますが、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業、こちらの事業になります。こちらの負担割合が38.5%、これは39%から38.5%です。県及び町ですが、19.25%、こちらが19.5%から19.25%に変更になったということでございます。
- 〇森田義昭委員長 青木委員。
- **○青木秀夫委員** ちょっと待ってね。細かいのではなくて、前は公費負担50%、国、県、市町村で負担割合

していたのでしょう。その構成比ですよ、負担割合。さっき19.幾つと聞いたから、えっと思った。

- 〇森田義昭委員長 小野寺課長。
- **〇小野寺雅明健康介護課長** 今でも介護保険につきましては、公費50、保険料50ということでやっています。 まず、介護給付費については、細かくなってしまうのです。国が、施設の給付と施設以外ということで、国 が約20と、細かくなってしまうのです。施設給付費が……
- ○青木秀夫委員 ではいいよ。
- 〇森田義昭委員長 青木委員。
- **〇青木秀夫委員** 全体を割合にして、平均して、国が、では23%負担しているのか、24しているのか。前は25だったのだよね。だから、これはいろいろ小分けして個別に施設とか、何とかとやっているのでしょうけれども、実質国がどれだけ負担しているのか。そして、県がどれだけ負担しているのか、その負担割合。
- 〇森田義昭委員長 小野寺課長。
- ○小野寺雅明健康介護課長 今でも、やはり国が約25ぐらいは負担しています。町が12.5、県が12.5という。
- 〇森田義昭委員長 青木委員。
- **○青木秀夫委員** では、以前とそんなに変わっていないのだ。25、12.5、12.5というのは。そうですか。
- 〇森田義昭委員長 小野寺課長。
- ○小野寺雅明健康介護課長 はい。
- 〇森田義昭委員長 青木委員。
- **○青木秀夫委員** そんなに大きくは変わっていないのだね。国の負担は軽くなっているのではないの。
- 〇森田義昭委員長 小野寺課長。
- **〇小野寺雅明健康介護課長** 変わっていますのは、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合が、その期ごとに人数の割合が変わっていますので、1号の人数が、65歳以上の人数が増えていますので、今が7期なのですけれども、7期に入ったときに、今まで1号が22%、2号が28%というのが、今度7期からは1号の人数が増えているということで、23と27というふうに、今毎期ごとに1%ずつ1号の負担が大きくなっているような状況です。40歳から64歳が1%ずつ減っているような形です。公費は変わっていません。
- 〇森田義昭委員長 青木委員。
- **〇青木秀夫委員** 公費は変わっていないのだ。私が聞きたかったのは、国の負担が軽くなっているのではないかなと思って聞いたのですけれども、被保険者の負担は、昔はあれだったよね、65歳以上は18%ぐらいだったよね。これが今は23になっているわけね。わかりました。

それと次に、今度は割合として保険給付費なのですけれども、この決算書の44ページを見ると、介護保険の決算書44ページの保険給付費を見ますと、平成29年度と平成30年度を比較して、それほど負担増にはなっていないのですけれども、それはあれですか、やはり介護保険のサービスを受ける人が、3割負担の人が増えてきたとか、あるいはサービスを抑制するような策を講じて介護給付費を抑えているということが原因で余り増えていないのか。それとも介護サービスを受ける人が高どまりしているというか、人数が余りふえなくなったので、この介護サービス費が増えていないのか、その辺の原因は、これはどういうところにあるのでしょうか。

〇森田義昭委員長 小野寺係長。

〇小野寺昌幸介護高齢係長 そうしましたら、ただいまの質問についてお答えをいたします。

要因は、さまざまあると考えておりますが、幾つか挙げさせていただきたいと思います。まず、認定者数、まず介護の認定を受けないと介護のサービスは受けられませんので、その認定者数の推移なのですけれども、平成29年度が630人であったところ、平成30年度が613人ということで、減になっております。こちらの理由といたしましては、1つは、以前介護予防給付となっていたところが地域支援事業費のほうに移行したという、これが1つ原因として考えられます。

あと、考えられる要因ですけれども、介護予防事業、先ほど認知症の質問等もございましたが、介護予防事業の効果が少しずつあらわれてきているのかなというところが想定をされます。こちらも参考なのですけれども、群馬県内で板倉町が介護の認定率が13%弱ということで、一番低いのです。こちら低い要因も、先ほどの給付費の微増に関連していると思いますけれども、こちらも要因といたしましては、介護予防事業の効果が出てきているところ、あとは抑制ということは、こちらもしておりませんで、逆に掘り起こしをしております。先ほど申しました、ひとり暮らし高齢者等訪問事業ですとか、地域包括支援センターの訪問によりまして、適切な方、支援が必要な方につきましては、こちらで代行で介護の申請をするという行為もしておりますので、決して抑制をしているところではございません。

また、サービスの量につきましても、例えばデイサービスとか、在宅のサービスにつきましては、空きがある状況でございます。毎月空き状況報告を各町内の施設の事業所に挙げていただいておりますが、特にデイサービス関係につきましては、週6営業しているところは週6受け入れられるよというところもありますので、こちらとしては、サービスの抑制をしたりしているところではなく、自然に給付費の微増にとどまったというところではないかなと思っております。

以上です。

〇森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それと、もう一つお聞きしたいことがあるのは、これは毎回、何度も聞いているのですけれども、介護サービスの個人負担のスタンダードを教えてもらいたいのですけれども、例えば介護サービスを受けるには、いろいろな施設があって、いろいろな形態があるよということで、複雑なので、わかりやすく1点だけ、例えばあそこには、ミモザ荘に入所して要介護4とか、5ぐらいな程度の人が、介護負担、サービスを受ける、1割の負担の人が入所した場合に一般的にどのぐらいかかるのか、よくそういうのを聞かれるのだよ。いろいろだというし、施設によっていろいろ違うから、そのいろいろではわかりにくいから、その1点だけ。例えばミモザ荘に入所して要介護4とか、5ぐらいの程度の人で1割負担の人の場合に本人負担というのがどのぐらいが一般的な基準なのか、その辺お願いします。

〇森田義昭委員長 小野寺係長。

〇小野寺昌幸介護高齢係長 それでは、あくまで一般的ということでよろしいでしょうか。おおむねでございますが、ミモザ荘のような特別養護老人ホームに入所いたしますと、約13万円かかります。内訳でございます。

[何事か言う人あり]

○小野寺昌幸介護高齢係長 13万円です。その辺の内訳をご説明いたします。

まずは、介護給付費と食費とお部屋代、こちら別になります。こちらがまず大前提でございます。こちら

もおおむねですが、介護給付費が約3万円ぐらい、食費とか、居住費でございますが、食費が大体4万2,000円 ぐらいです。お部屋代、これは個室とさせていただきますが、ユニット型個室という個室ですが、こちらが 6万円ぐらいということで、1割負担で3万円、お食事代で4万円、個室代で約6万円ということで、合計 13万円というのが標準としていただければ、考えていただければよろしいかなと思います。

以上です。

- 〇森田義昭委員長 青木委員。
- **○青木秀夫委員** もう一回確認しますと、最低13万円はかかると。介護サービス費は3万円なのだけれども、1割負担で3万円なのだけれども、食費と部屋代で約10万円かかるから、やはり13万円ぐらいはミモザ荘に入所しても介護4とか、5程度の人はかかるということで、そうしますと、介護サービスつきとか、いろいろあるでしょう。そういうところとそんなには変わらないのだね。そういうところだって18万円ぐらいあれば入れるのでしょう。
- 〇森田義昭委員長 小野寺係長。
- ○小野寺昌幸介護高齢係長 介護つき有料老人ホームと先ほどの特別養護老人ホーム、費用面の大きな違いでございますが、特別養護老人ホームにつきましては減免の制度があります。食費とお部屋代の減免、これは非課税世帯でございますが、それですので、これも一般的な考え方で、最高見積もっても13万円、ただこちらで非課税世帯、その世帯の状況ですとか、あとは所得を勘案いたしますと、減額になる可能性はあると。一方、有料老人ホームにつきましては、減免の制度がございませんので、そのままの金額、先ほどおっしゃられた、例えば18万円でしたり、もっとグレードのよろしいところですと、月25万円でしたり、入居金がありましたり、ということで、上は青天井で切りがないぐらいの金額の有料老人ホームがございます。こちらは減免がございません。

以上です。

- 〇森田義昭委員長 青木委員。
- **〇青木秀夫委員** そうすると、減免されるとか、限度額は、後で申請すれば戻ってくるとか、そういう制度 もあるのでしょうけれども、非課税の人が減免されるだけ。非課税、低所得の人はどうなの、これは。
- 〇森田義昭委員長 小野寺係長。
- ○小野寺昌幸介護高齢係長 前提が非課税となっておりまして、非課税の次の段階で年金等所得が80万円以上か未満か、さらに生活保護か否かというところで金額は変わってきます。

以上です。

- ○青木秀夫委員 結構です。
- ○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

延山委員。

〇延山宗一委員 主要事業施策の中の健康推進係、食生活改善推進員のことについて、ちょっと確認しておきたいのですけれども、これはずっと前から事業として推進員がいますよね。5つの項目の中での協力を得てもらっているのですけれども、やはりこれを見ますと、若干の参加者の多いところ、少ないところ、当然これも出てくるのですけれども、まず推進員として活躍されている人、ボランティアとして頑張ってくれている方の地区別の人数は、まずどのぐらいいますか。

- 〇森田義昭委員長 山岸係長。
- **〇山岸章子健康推進係長** 申しわけございません。地区別が、ちょっと手元にございませんが、推進員さんの数だけ、25名で活動していただいています。
- 〇森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 25名で活動しているのはわかりました。比較的地域の中で、推進員として活躍しているのが見えないというか、ですからある程度地区的にも限られた人数の中での、頑張ってもらう人がいたほうがいいのかなと思うのですけれども、やはり偏っているところの人数だとすると、やはり地域の中で、そういう人が推進員として活躍しているところは参加があるかなと思うのですけれども、ちょっと見えないところもあるのかなと思うのですけれども、現在わからないということなのですけれども、大まかどのぐらいの人数で、この25人の中に割り振りされているのですか、活躍されている人は。

〇森田義昭委員長 山岸係長。

〇山岸章子健康推進係長 25名の中で、町の健康づくりの教室に参加していただいたりとか、障害者生産活動センターへの給食の協力などをやっているのですけれども、基本的には25名の方が活動していただいて、順番で町の事業には協力していただいているような状況で、25名の方に活動していただいているのですけれども、あと地域の公民館まつり等で、その地区で食改推として、ちょっと活動で出ることもございます。本当に済みません。地区別の人数がわからないので、大変申しわけないのですけれども、東西南北、平均しているかとは思います。

〇森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 というのは、何で聞いたかということなのですけれども、今、健康づくりの中では、やはり食事というのは非常に大事な位置づけになっていますよね。やはりその中で塩分控え目とか、歩く運動とかというものも踏まえて、やはり生きるために食事の位置づけというのは、しっかり町民にわかってもらわなくてはならないかなと思うのです。ですから、先ほど針ケ谷委員も話されたように健康をつくっていくためには、どういうふうに構成されているかということも必要な中で、食改推、食生活改善推進員、その人の位置づけも重要な位置づけになってくるのかなと。ですから、健康づくりの推進員もいますよね。報酬も出して対応しているということになるのですけれども、やはり加えて食改推という位置づけというのは、しっかり町としての位置づけとして、ボランティアとしての活動での協力体制ではないものに考えていかないと、手を挙げて協力してくれる人も現状維持、強いては高齢化によってやめていく人も増えていってしまうとは思うのですけれども、それについてどういうふうに位置づけ的なものを考えていますか。

〇森田義昭委員長 山岸係長。

〇山岸章子健康推進係長 ちょっと回答になるかわからないのですけれども、申しわけありません。食改推 というのは、本当に一ボランティア団体さんということで、本当に地域に根づいた活動を町の事業に協力していただけるだけではなくて、地域の皆さんと会話をすることで、その食事の大切さとか、食生活の大切さをお伝えしたりする活動をしていただいているところです。国や県から食改推さんの事業について、こんなことをお願いしますというような活動指針が示されているのですけれども、平成30年度から新しく示されたもので、在宅介護職の講習会ですとか、世代別高齢者部門ということで、少しそちらのほうの事業にも力を、活動に力を注いでくださいということで、食改推の事業が、食生活改善推進員という名前なのですけれども、

ちょっと介護の部分も多くなってきておりまして、平成30年度からは介護高齢係と共催でシニアカフェというところに、年4回なのですけれども、地区別で運動、ラジオ体操をしたりとかしながら、少しお茶を飲んで、食改推さんとしての活動をしていただいています。

そのほかにふれあい昼食会も年4回、地区公民館のほうに出ていただいて、活動をして、ひとり暮らし高齢者の方の昼食会等にも参加していただいたり、あと介護予防事業のほうにも参加していただくなど、地域の方と町の事業に入りながらですけれども、地域の方と食事を通して、実際調理実習をしてふれあい昼食会などは食事を食べるのですけれども、地域の方との顔のつながりですとか、そういうことで、また新たな活動をしていただいているところです。なかなか個人としてボランティアで活動するのは難しいと思うのですけれども、町の事業に健康づくりだけでなく、介護のほうにも参加しながら、幅広い世代の方に食生活の大切さなどお伝えしていただければいいかなと思っております。済みません。回答になっていないと思いますが、以上です。

〇森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 山岸係長が言うのも、なかなか無理もないところもあるのですよね。この事業、ずっと歴 史のある事業かなと思うのですよ。ただ、協力、協力ということで、それぞれの事業に協力して、それはも ちろん協力もなければならないのですけれども、やはりしっかりとしたものの位置づけしながら事業展開することもいいのかなと。あくまでも補佐的な立場にもなっているのですけれども、やはり地域に根差していると思うのですよ、歴史が長いだけに。それだけに反面、地域に偏った方にもなってくるのかなと思うのです。

ですから、冒頭どのぐらいの割り振りで、地区にこういう方がいるのですかということを聞いたわけなのですけれども、ですから食改推のいる地域なり、行政区については、比較的参加をしやすい。人数が書かれているのですけれども、この人数の中に行こうよとか、行きましょうとか、誘うとかなんとかというのが出てくるのですけれども、やはりいないところだとすると、ちょっと知らないよとか、ただそういう誘いもないしというふうなことに片づけられてしまうのかなという気がするのですけれども、今後事業協力なり、しっかりサポートしていく位置づけの組織とすると、把握をしながら対応をとっていかないと、ちょっと偏ってしまうのではないかなという心配もあるのですけれども、それについて課長はどうですか。

〇森田義昭委員長 小野寺課長。

〇小野寺雅明健康介護課長 たしか食改推の養成講座ということで、あれは明和町と邑楽町と共催で一緒に、食改推さんもだんだんと高齢化していく中で、新たな食改推さんをということで、4日間を持ちまして、養成講座を開催して、板倉町の方もそのときたしか11名ぐらいの方が講座を受けてくれたのですが、なかなか受け終わった後に食改推のグループに入ってもらえないという方も多かったという印象なので、またこれからもだんだんと減っていくと思いますので、新たな方にも取り組んでもらえるような取り組みをやって、そのためには食改推さんの活動の場も、うちの町でも広げていきながら、新しい人が入りやすいようなふうに何とかしていきたいなとは思っています。

〇森田義昭委員長 延山委員。

〇延山宗一委員 年齢的に比較的お局の年齢で、みんな70代、極端に言えば80代かなとは思うのですけれども、そういう人がいると、なかなか足を入れるというのは、嫌だよということになるかもしれない。ですか

ら、やはり50代、60代、若い人の世代を一挙にかえて協力体制をする、機動力のある人をプラスしていく方法をぜひとって食改推として委嘱をし、活動してもらうような、そんな試みも今後進めていただければありがたいなと思います。

以上です。

- ○森田義昭委員長 よろしいですか。
- ○延山宗一委員 はい。
- ○森田義昭委員長 ほかに。

市川委員。あと5分なのですけれども、お願いします。

〇市川初江委員 済みません、では短く。

主要施策の59ページの一番下の不妊治療の件なのですけれども、今ここをちょっと見ますと、15人が申請をして、それで妊娠した方が7人ということは50%の確率で赤ちゃんが生まれた、妊娠しているのかなと思うのです。とてもいいことだなと思うのですけれども、この男性の治療がゼロ、ゼロですけれども、女性が悪いのではないかなというふうに思いがちですけれども、今は結構男性のほうが悪くてできないような人も増えておりますので、ちょっと周知のほうなどはどのようになさっているのでしょうか。なかなかこの周知、知らない人もいるようなので、町としてはどのように。

- 〇森田義昭委員長 山岸係長。
- 〇山岸章子健康推進係長 まず、不妊症及び不育症の治療費助成事業の、この事業自体の周知なのですけれども、婚姻届が出されたときに、町として、このような事業をやっていますということで、ご案内のほうを皆さんに差し上げるようにしております。その中で、この不妊治療、女性側の治療ですとか、男性側の治療につきましては、双方のことが必要になりますので、まず事業の周知としますと、婚姻届のときに全員にお渡しするという状況です。
- 〇森田義昭委員長 市川委員。
- ○市川初江委員 それはいいことですよね。やはり婚姻届のときに、きちっと周知をしていれば、漏れなくちゃんと周知ができるということでございますけれども、ちょっとそのときに口添えで、やはり男性のほうの、そういう不妊のほうも増えておりますのでということをお口添えいただければありがたいかなと思います。少子高齢化に歯どめをかけなくてはいけませんので、この事業はとても大切でございますので、これからもちょっと力を入れて、親切丁寧に指導していただければと思います。よろしくお願いいたします。
- ○森田義昭委員長 よろしいですか。
- 〇市川初江委員 はい。
- 〇森田義昭委員長 ほかに。

青木委員。

〇青木秀夫委員 国民健康保険のことで聞きたいのですけれども、これは県一本化になったのは去年からね、 平成30年から。それで、この決算書を見ると、保険給付費、42ページ、国保会計の、最後の載っているとこ ろ。不用額というのが1億8,300万円と載っているのですけれども、これはあれですか、最初に予算を設定 するときに、県のほうから出された数字が多かったということで、実際少なかったので、こういうふうに減 額して不用額となったわけですか。町から出したわけではないのですか、これは。大幅に狂っているのです けれども。

〇森田義昭委員長 小野田係長。

〇小野田裕之保険医療係長 保険給付費に関しましては、県全体の給付費の見込みを各市町村ごとに県が推計をしておりまして、実際の給付費につきましては、診療月ごとに県のほうで町が給付費を申請する形で町に交付をされて国保連合会のほうにお支払いするというような形になっておりますので、実際に町のほうでの給付費の負担というのはありませんで、その差額につきましては、その推計と決算額との差額というふうなことになります。

〇森田義昭委員長 青木委員。

〇青木秀夫委員 それでもう一つ、会計は県一本化になったわけなのですけれども、板倉町は板倉町で会計があるわけでしょう。それで、基金というのが8,600万円、これは板倉町の国保会計に積み立ててあるのだけれども、これはどういう形になるのですか、この基金というのは、板倉町国保会計の。

〇森田義昭委員長 小野田係長。

〇小野田裕之保険医療係長 基金の8,600万円というところなのですけれども、こちらにつきましては、実際国保の特会の余剰額というのが、従来からの赤字決算、赤字補填というものを一般会計からさせていただいているのですけれども、本来であれば、これは一般会計のほうに戻して、新しく平成30年度から会計を、赤字補填を前提としない予算を組んでというふうなことなのですけれども、財政当局とも相談をいたしまして、この余剰額の8,600万円につきましては、医療費ですので、例えば平成28年度にピークがありました、C型肝炎の高額なお薬なんかありましたけれども、予測ができないこともございますので、これを基金のほうに積み立てをしてということですけれども、今後この基金につきましては、納付金の額が県から通知されて、また保険税の見直しというふうなことになりますけれども、冒頭のご説明で申し上げましたとおり、その保険税と、あとは県から来る公費ですね、一般会計からの繰り入れもございますけれども、そういったもので会計を賄っていくということで、基金は積み立てさせていただきましたけれども、不測の事態に備えてというふうな意味で入れさせていただきました。

- ○森田義昭委員長 よろしいですか。もう時間になりました。
- ○青木秀夫委員 はい。
- ○森田義昭委員長 慎重なご審査、ありがとうございました。

以上で健康介護課関係の審査を終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時45分)

(2)総括質疑及び委員会採決

- ①認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ③認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ④認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(3) その他

4. 閉 会

○出席委員(12名)

亀 井 伝 吉 委員 本 間 清 委員 小 林 武 雄 委員 針 ケ 仓 也 委員 荒 井 英 世 委員 今 村 好 市 委員 黒 野 一 郎 山 宗 一 委員 市 川 初 江 委員 延 山 宗 一 委員	森	田	義	昭	委員長	小	野田	富	康	副委員長
荒 井 英 世 委員 今 村 好 市 委員 黒 野 一 郎 委員 青 木 秀 夫 委員	亀	井	伝	吉	委員	本	間		清	委員
黒 野 一 郎 委員 青 木 秀 夫 委員	小	林	武	雄	委員	針	ケ谷	稔	也	委員
	荒	井	英	世	委員	今	村	好	市	委員
市川初江委員延山宗一委員	黒	野	_	郎	委員	青	木	秀	夫	委員
	市	JII	初	江	委員	延	山	宗	_	委員

○欠席委員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原		実	町			長
中	里	重	義	副	町	Г	長
鈴	木		優	教	育	Î	長
落	合		均	総	務	課	長
根	岸	光	男	企	画財	政 課	長
丸	山	英	幸	税	務	課	長
峯	崎		浩	住	民環	境 課	長
橋	本	宏	海	福	祉	課	長
小 野	寺	雅	明	健	康介	護 課	長
小 野	寺	昌	幸	介	護高	齢 係	長
小 野	田	裕	之	保	険 医	療係	長
山	岸	章	子	健	康推	進係	長
伊	藤	良	昭	産	業振	興課	長
高	瀬	利	之	都	市建	設 課	長
多	田		孝	会	計管	理者	兼長

○職務のため出席した者の職氏名

 小
 林
 桂
 樹
 事務局長

 川野辺
 晴
 男
 庶務議事係長

○森田義昭委員長 それでは、再開いたします。

本委員会へ付託されました、平成30年度の各会計の決算認定について3日間をかけて審査してまいりました。

執行部の皆様におかれましては、丁寧なご説明、また各委員の細部にわたる質疑に対しまして、ご答弁をいただきました。慎重なる審査ができたと思っております。大変ありがとうございました。

これから各会計の総括質疑、また委員会採決を行いますので、委員各位、執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、各会計の総括質疑を行います。

なお、個別事業につきましては、十分に審査をいたしておりますので、平成30年度各会計の決算全般についての質疑としてください。

初めに、認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。 質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 今回の決算につきましては、来年度の予算編成に生かしていくものと思っていますけれども、一応これは町長にお聞きしたいのですけれども、今回の決算状況、そういったものを踏まえまして、今後の施策というか、今後どういった形で進めていくか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

平成30年度の当初予算編成方針、これを見ますと、3つに分けられると思います。1つが、経常経費の縮減、それから2つ目が第1次中期事業推進計画及び総合戦略を基本としての町長の基本政策に関するもの、3つ目が地方創生推進に関するもの、以上の3つが平成30年度の当初予算編成方針の主なものだと思っております。

そこで、町長の基本政策として、重点的に検討する事項としまして、7つ挙げています。これが庁舎建設、それから防災情報伝達システム、生活インフラ、企業誘致、商業施設、産業振興、小学校再編、合併協議、この7つを重点的に検討する事項としまして平成30年度は挙げました。これを一つ一つ見ますと、ハード部分については、既に完成していますし、ただ要するに生活インフラとか、企業誘致、産業振興、こういったものについては継続という形だと思います。小学校再編につきましては、これは総務委員会で説明があったのですけれども、90%近く進捗しているということで、あとは細かい事項につきましては、その都度検討していくということで進んでいるということです。

合併協議、これはご存じのように休止という形ですけれども、今回の成果を見ますと、執行率、これは95%、ほぼ計画どおりに執行されているということで、私もこれは評価したいと思っています。こういった決算状況を踏まえまして、今年度中期事業推進計画と総合戦略、その見直しを図っていくと思うのですが、そこで見直しを図る中で、これが今後どうやってやっていくかの部分なのですが、板倉町の現状と町民の意向ですか、そういったものを踏まえる必要が当然あると思うのですけれども、その参考事例としまして、アンケートをとりましたけれども、あくまで速報版からですけれども、その中でまちづくり推進のイメージに近いキーワードという質問項目がありました。これで一番多い順でいきますと、まず1番が安心できる町、2番目が自然豊かな町、3番目が安全な町ということで出ています。これは総じて言いますと、1番と3番、要するに安心安全な町が合わせて6割、60%の方がまちづくり推進のイメージに近いキーワードという形で挙げ

ています。

そこで、安心ということなのですけれども、どういった形で安心というまちづくりをイメージしているかという部分なのですけれども、これは世代によって違うと思うのです。例えばこれのいい参考調査ですけれども、町のほうで2011年に町民意識調査をやっています。これは主に合併問題が中心でしたけれども、その中で板倉町の目指すまちづくりという質問事項がありました。高いもの順に言いますと、20歳から40歳代、これが教育と子育て環境、50歳から60歳代、これが産業ですね、雇用関係、70歳以上、これが健康に暮らせる町ということで、健康寿命の延伸とか、健康づくりですね。

そうしますと、世代別に見ますと、総じて子育てしやすい環境、雇用の確保、健康寿命の延伸、そういった部分が町民の意向としては、板倉町の目指すまちづくりとしては、いいのではないかというアンケート結果が出ています。これは今後まちづくりを進めていく中で、当然定住とか、移住、そういった部分にも関係してくるのですけれども、子育て、教育、医療ですか、こうしたこと全て踏まえて、町長としては、ハード部分については、今後中長期的に計画的にやる必要はあるでしょうけれども、こういった町民の意向ですか、子育て、今でもやっていますけれども、例えばそれをどういうふうに進めていくかということで、お聞きしたいのですけれども、以前町のほうで策定した計画があるのですけれども、例えば健康増進計画、これはひまわり健康21というのがあるのですけれども、これが2015年度から2022年度までの行動計画です。もう一つが、子ども・子育て支援事業計画、これが2015年度から2019年度で、今年で終わりますね。

こういった形で出ていますので、そういった推進計画をもうちょっと検証して、改善点があれば、それを 次年度の計画に、施策に反映していく必要性があるのではないかという感じがしています。そういったもの を全て含めて、今後のまちづくり、どういったものに比重をかけていくのか、ハード部分はいずれにしても すぐには財政的なきつい部分がありますので、こういった一つのソフト関係ですか、そういった部分をどう いった形で進めていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇森田義昭委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 今、荒井委員のご指摘のとおり、私も町民のアンケートも含めて、この間ちょっと時間をかけて、私なりに目を通させていただきましたが、町民の要望はもちろん多岐にわたっておりまして、また全く正反対の意見も併記、並列をしておるというようなことも含め、できるだけどういう形で、この要望を実現していくかというのは、なかなか難しさもあるし、大変だなという、正直実感も持っておりますし、また今朝のテレビ等で政治家の務めは嫌われることを、あるいは町民が望まないことであっても、例えば長期的な展望から必要だと、その時点で、これは小泉進次郎氏の就任の流れで、今朝出ていたので、そんな意見が出ていたのですが、いわゆる独断性も含めて、やらなければだめなのだというようなこともありまして、いろいろ考えるところがあるわけであります。

まず、総体的には、どちらかというと後進的な社会ではありませんので、生活の中流化が、今現在日本人の意識はどうなっているかわかりませんが、いっとき総中流社会と言われた時代もありましたので、やはり一番の関心事は安全安心であろうと。それはただいま申されましたような健康を中心とした自分の、いわゆる個人的なもの、あるいはいわゆる社会的な、年代的な面でいえば、先ほど言ったような若い人たちが子育てをどうするか、健康はそんなに心配はないでありますから、あるいは年代によって働くこと、あるいは最後は、まさに健康寿命、あるいは寿命の問題ということも含めて、多岐にわたっているのだろうというふう

に思います。

そういう流れの中で、当面我々としては、それも全て網羅しながら、やれることをやっていくといえば、もう一口で、それで終わってしまうわけですが、特に毎年、毎年計画は計画として、計画どおり実行できれば何の苦労もないわけですが、必ず予算が伴うということも含め、あとは時代の流れが、昔は何十年一昔と言いましたが、今はもしかしたら10年よりももっと短く、激しく時代背景が変わるというような流れの中で、計画をしっかりとつくり上げてしまっていいのだろうかと、計画に余りとらわれるということに対して、そういった心配もむしろあるということも含め、是々非々、流れに乗ってといえば、それは無責任だろうという批判も出ますし、そういう意味では非常に難しい社会になってきているなということは総じて言えるのかなと思っております。

いずれにしても、毎年、毎年前年度の事業を、まずは長期的、あるいは中期的、あるいは立てた計画にのっとって、毎年それを実行していくわけですが、それに対して、もちろん必ず大きな反省と検討というようなことが最も重要でありますから、それを踏まえながら、次の施策展開をしていくということ以外にないのだろうなと。もっと言うと、私は、政治というのは、基本的には夢を語ったり、先取りをすることが一番聞こえはいいのですけれども、民衆に対して、町民に対して語ることは。しかし、でも結果的に日本の国を見ても、全て政治というのは、ちょっと先の夢を見ながら、やはり結局は現状を常に手直し、手直しで、後からどちらかというと、まずい点をふたをしていくというか、修正をしていくというか、そういう形になっているのではないかというのが、私自身の持論であります。

そういう意味では、今の町長は、そういう意味では余り夢を語らないとか、魅力がないなんていう評価も あるようでございますので、それはそれとして反省をしながら、さっき言った、とりあえずハードの面につ いては、当面、今年は荒井委員、先ほど3つの柱の中で、予算はどちらかというと抑制をしたということの ように受けとめられているようでしたが、抑制はしていません。大きな事業が片づいたので、次のステップ として、今年はいわゆる例えば役場の取り壊しの計画をしなくてはならない、それだってすぐできませんか ら、去年役場を建てながら、そういうこともやれば、継続的にできるだろうとは言いますけれども、限られ た人数でありますから、でき上がっても、まだ未完な部分がどこにあるかとか、常にそういったことも含め ながら、ということで、1年間は、そういう意味では新たな仕事には取り組まなくても十分仕事があるだろ う、またそういう形にしないと、まさに検討も反省もできないということも含め、今年はあえて新しい大き な事業に取り組まなかったということにもなりますが、でも既に新しい事業に向けて、今年はアンケートも とっていますし、役場、いわゆる取り壊しに対する設計も、皆そういうことに手順を踏んでやっていますの で、それ以上、これ以上のスピードではできないというところで、今年は予算組みが、結果的には減ったと いうだけでありまして、それが前年度の六十何億円から、六十七、八億円から約10億円程度後退した予算に は見えますが、何ら不思議はない状態だと私は思っておりまして、そういう意味では、ハード面は、誰が考 えても、今これから考えるべきことは、まずは空き施設をどういうふうに対応していくかということをじっ くりと今現在考え、そのうち近い将来、本当に近いうちにアンケートも仕上がってきていますから、結論を 出さなくてはなりません。

それで、町民の皆さんが、あれが欲しい、これが欲しいと言っているものを果たして、それが町民の要望 であるからつくるのだということになるのかどうかも含め、これは我々の逆に言うと責任でありますから、 つくったけれども、利用がなかったとか、しかも例えば箱物等々については、ケーブルテレビが入っている 方はごらんになっていますか。昨日、ここ3日ぐらい藤岡の公民館で渡良瀬遊水地に対する、隣接4市2町 ですから、6人の首長の3時間にわたる討論会がございまして、そこの凝縮版が毎日流れていますので、私 も見直しをしているわけですが、古河市の市長などは、最も若い市長ですが、これからは箱は要らないと、 そんなことを考えているのは、もう時代遅れだと言っている、そういう極論を言っている、でももしかする と、的は外れていないのだろうなとか、そういう感覚を持っていない町民の意向が、もしかして数多かった ら、それをやるのかやらないのかという判断は我々にかかっているわけであります。

いずれにしても、そういう意味でのハード面で、いわゆる空き教室や、そういった面を学校も含め、資源化センターについては、一時町民体育館的なもの、ずっと町民の皆さんが欲しがっておりますし、また板倉町にはあわせた施設も伴った一体型の運動場もないということも含め、あとは北部土地改良で寄せた、あの土地をどう利用するかということで、公共施設きり利用のしようがないとか、幾つかの条件を加味したときには、しかも施設がまだ中を取り除いても一定の年限使えるということも含め、一番効率的、効果的に考えたときに、体育館などでもよろしいのかなということで、それの試算もさせたことも三、四年前にありますが、考えてみれば、B&Gの体育館があり、小学校の体育館が4つあるのが2つ、現実にあいてくるということも含め、町民の皆さんが体育館がそんなに必要なのだろうかとか、図書館は欲しいという声はありますが、本当に例えば教室をちょこっと改造したぐらいの図書館で満足するのだろうかと。

かといって、この町に邑楽町並みのすばらしい図書館をつくってみたけれども、あれはもっと利用する人がいたわけだったのにということで、経費がだんだんかかって、町が右に傾くような状況も、例えばこれからハード一つで、そういう状況も考えられますので、そういう意味で、私も一人では運営をするつもりはありません。議会の皆さんにどんどんウエートをかけて、二元代表制ですから、皆さんの意向も十分聞きながら、皆さんで決めたことということで、責任の分担を分かち合っていただくというようなことも踏まえて、ハード面については、まずはやるべき方向性はどういうことかというのは、既にそういったことも含めて慎重に対処し始めているし、それもそんなに遠くないうちに具体化していかなくてはならないということでありましょう。

ソフト面については、先ほど言ったように、誰が考えても安全安心、それでも例えば昨日も館林市の市長、おとといも市長は来ましたし、昨日は副市長も来まして、ご承知のとおりごみの問題が今完全にストップしております。申しわけないけれども、言ってしまいました。うちは、板倉町は、安全安心には力を入れておりますので、それは安全安心というのは、台風時の広報オンリーだけでなく、例えばこういった緊急事態の場合、それが即生命には影響がなくても一定の期間、町民の皆さんに協力をいただかないと、やがてじわじわと財政出動が出てくるということも考えればということで、うちの町は、館林市の指示、館林市さんはホームページと何かぐらいでやっているようですがと、ごみの減量なんて、知らない人がいっぱいいるでしょうと。うちの町は、防災ラジオを使って、即座に館林市さんの意向どおりに文面をつくって流していますというようなことも含め、そういった意味で、生命も含めた、財産も含めた、あるいはいろいろな意味で安全安心といっても本当に間口が広いから、政治家は安全安心が好きなのです。健康も含めて安全安心、道路体系から含めて安全、全て安全安心を大事にしますといえば、全て網羅できますからですが、そういう流れの中で、やはりやるべきことは、まずほかの町よりも遅れている部分があれば、それを少しでも先進的なスタ

イルに変えていきたいなということは気持ちとして考えております。

それが具体的に何かといえば、これから皆さんと議論をしていけるだろうというふうに思っておりまして、そういう意味でのものを当然優先的に使いながら、やはり何だかんだ言っても、即それが先ほど言ったハード面とどうリンクをしてくるか。そして、それがなおかつ20代、30代の若い人たち、先ほどは子育てと言いましたが、読んでみると、私は今現状、国も含めて平均高齢者に対する福祉政策は充実してきたので、気がついみてみたら、若い人が貧困になっている。その原因が、もしかしたら子供を産むということ、あるいは子育てにも影響が出てきていて、結果的には子供も荒れている、犯罪も多い、なおかつ少子化もというような、データ上は、そういうものが出ているということを踏まえて、身の丈よりも、もしかしたら厳しい、給食費の無料化なども取り組んでいるわけですが、町民の皆さんの中には、当然給食費なんていうのは親が責任を持ってやるべきであり、もちろん平等に扱うこと自体もおかしいと。お金がたらふくある家は給食費の免除なんかしなくてもいいとか、いろいろな多種多様な意見がある中で、いいと思ってやったことでも、いろいろな意見があるのだなとか、いろいろもちろん考えながら、ただ当面は、こういう目的に沿って、それにターゲットを絞って、どういう政策を打つかということを考えたときの一つとして、現在実行しているわけでありますし、またそれが40代、60代になれば、働き場所が重要だといっても、町民の皆さんには今企業誘致している、あの程度の企業、でかい声では言えませんよ、本当に。あの程度の企業では勤め口がないなんて言っていますから。

だけれども、板倉町は、では大企業をどんどん来るような誘致ができるのか、それを待っていたら、一生空き地で草ぼうぼうで、ない物ねだりをねだっていて、埋まらずに終わってしまうのかとか、いろいろ考えて、現在ある意味では興味を強く示していただけるところ、よりランクづけ的に考えれば、町にとってプラス、いわゆる収入や、いろいろな面での恩恵が多い企業さんをとは思っていますが、やはり2年か3年の間に結論を出していかなければ行ってしまいますから。ということで、行ってしまった後から、どんどん、どんどん間違いなく、手を挙げて、番号を並べて待っていてくれるならいいですけれども、これで最後かもしれないなんていう考え方をすれば、本当に心配になってしまいますよ。だけれども、町民の皆さんは働き場がない。あの程度の企業では全然、町は何を考えているのだなんて言われると、町長もやっていたくなくなってしまうななんて正直思うときもありますが、そういったことも皆さんと、それがですから、例えば働くという、単純に40代から60ぐらいまでの要望に対して、では働き口とはどういうことなのか。一口で言えば働き口なのだけれども、あの程度で満足しないのでは、あれよりでかい企業が待っていたら来るのかどうか、ずっと待っているべきなのか、批判をするのは簡単だけれどもと言いたいのですけれども、町民に向かって、それも余り真正面から言えないではないですか。

ということで、私も実は議員さんの見識等も、相談に乗っていただきながらやっていくのが一番いいなというのは、そういうところでありまして、町長自身が自分で勝手に独断でやっているわけでもないのだということを言いたいというようなことも含めて、70代、80代、今我々もそう。もう既に老人会の域に入っていますが、健康といったって、まさに病院がない、医者がないでしょう。この乖離をどうするかですよ。病院はあるのですよ。医者もある。だけれども、この町には病院がない、医者がいない。明和町だって、邑楽町だって、どこだってないですよ。そういう町民の意識を我々が、私はできるだけ変えたいということで、例えばいわゆるわかりやすい予算書なども100人のうち1人が読めば発行価値があるのだということで、赤裸

々な姿を見せながら論理的に町民の皆さんとも、時によれば論理的に闘っていくと。それで、同一歩調をいただけることのほうが政治というのは楽なのだろうなということで、そう考えているのですが、なかなか中には、そういうことでも、ごみだから要らないなんて言われてしまうとですし、いろいろ難しいところを考えています。

いずれにしても、そういったいろいろな指標を簡単に打ち立てて、一面からだけ見ることは非常に簡単な のですが、健康といえども、この町には病院がない、病院を何でつくらないのだ。つくらないというより、 つくる人が来なければ、つくったって赤字になってしまうし、という難しさを考えながら、毎年毎年やって いくということで、特別来年度は、新しい夜明けの年だと、私は令和元年は、平成30年のある日の、次ぐ日 が令和元年だけであって、ずっと継続しているから、何ら変わらない。このときにぴしっと区切って、新し い計画をしっかり立てて、全然違う計画を立てられるはずもないし、そういう意味では、より高い理想をで きるだけ実現できるようにということで、これからその作業を進めながら、来年度の予算化までには具現化 を、それをとりあえずしていくと。それが町民からすれば魅力のあるものかどうかは、町民の判断に任せま すが、町民から見て魅力のあるものは、もしかすると支出が大きく、そして半か丁かが、成功すれば、それ は町民が喜んでくれるでしょうけれども、失敗すれば板倉町があっという間に傾くというような事業であれ ば、町民の皆さんは、見ばえのある予算なのかななんて思うときもありますし、いろいろ考え方もあります ので、今の荒井委員の質疑等も含めて答えになっているかどうかわかりませんが、いずれにしても反省をし、 そして検討しながら、そして議会の皆さんの、こういった荒波にももまれながら予算を成立させるわけであ りますから、ぜひそういう意味では、荒井議員同様、皆様方にもいろいろな意見を聞かせていただいてとい うことになるのだろうと思います。何だか総論的な方向で、具体的なことというのは余り言わないですけれ ども、具体的なことは、小学校をどうするかとか、これだって、そうは何年もやっているわけにいかないで しょうし、ぜひ今度は、議会も研修に行っていただけるようですし、楽しみにしておりますので、よろしく お願いしたいと思います。

以上で、答弁になったかどうか、済みません。

〇森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 どうもありがとうございます。今回中期事業推進計画と総合戦略、今年度策定するわけですけれども、いずれにしても今回の町民アンケート、これは分析しまして、本当に踏まえて策定してほしいと思うのですけれども、ただ余りこだわり過ぎると、ポピュリズムではないけれども、ちょっと余りあれなので、町民の一つの要望という形で、その中でできるものは、やはり取り入れていく必要があるのかなと思っています。

それから、先ほど町長が住民に密着した事業、これは継続事業ですけれども、これについては、いずれにしても積極的に展開していただきたいし、あと理想的な事業と言いましたけれども、これが何かというのは、これからいろいろな意味で検討するのでしょうけれども、それも今回の総合戦略、中期事業推進計画、その中で具現化できるような一つの方策ですか、そういったものをできればお願いしたい、そんな感じです。以上です。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

「「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。 原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。 原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。 原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

なお、認定第1号から認定第5号までの審議決定は、9月20日、本会議の最終日に行います。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。お世話になりました。

閉 会 (午前11時19分)